

佐賀県告示第90号

佐賀県不動産鑑定業者登録簿閲覧規則（昭和39年佐賀県告示第334号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><b>第2条</b> 閲覧所は、佐賀県県土整備部<u>土地対策課</u>内に置く。</p> <p><b>第5条</b> 次の各号の一に該当する者には、登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することがある。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 他人に迷惑を及ぼし又はそのおそれがあると認められる者</p>	<p><b>第2条</b> 閲覧所は、佐賀県県土整備部<u>土地利活用課</u>内に置く。</p> <p><b>第5条</b> 次の各号の一に該当する者には、登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することがある。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 他人に迷惑を及ぼし、<u>又はそのおそれがあると認められる者</u></p>

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。